

第6章 メーターの設置

6.1 メーターの設置基準

6.1.1 設置位置

- 1 原則として道路境界線に近接した敷地内であること。
- 2 道路または通路上から直接容易に検針及び取換え等がいつでも行える場所であること。
- 3 汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい位置には設置しないこと。
- 4 凍結、外傷、衝撃等による破損又は異常を生じるおそれのない位置とする。
- 5 メーターは原則として給水栓より低位置に水平にすること。なお、建物の構造上メーターが給水栓より高位置となる場合は、排気を検討すること。
- 6 口径150mm以上のメーターは、原則として車が横付けできる場所（道路幅員2.5m以上）であること。
- 7 建築物建屋内には、設置しないこと。

6.1.2 メーター前後の配管

メーター（φ13～φ40）の前または後ろのどちらかに伸縮する部品を使用すること。

- 1 口径13mmのメーター前後の配管は、図6-1を標準とする。

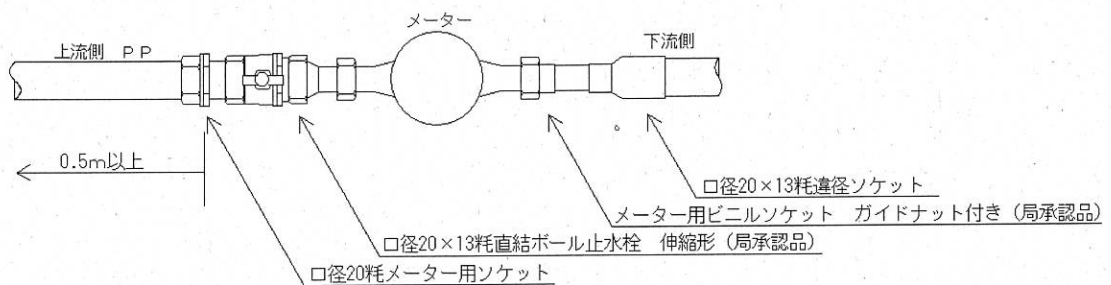


図6-1 13mm メーター前後標準配管

- 2 口径20～40mmのメーター前後の配管は、図6-2を標準とする。

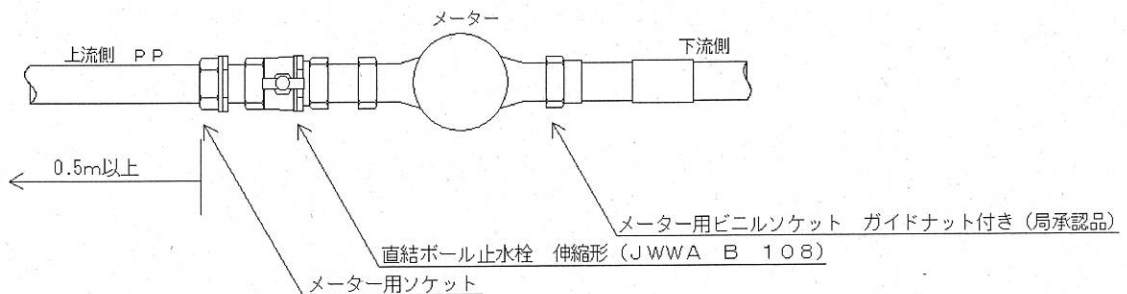


図 6-2 20~40mm メーター前後標準配管

3 口径 50mm のメーター前後の配管は、図 6-3 を標準とする。

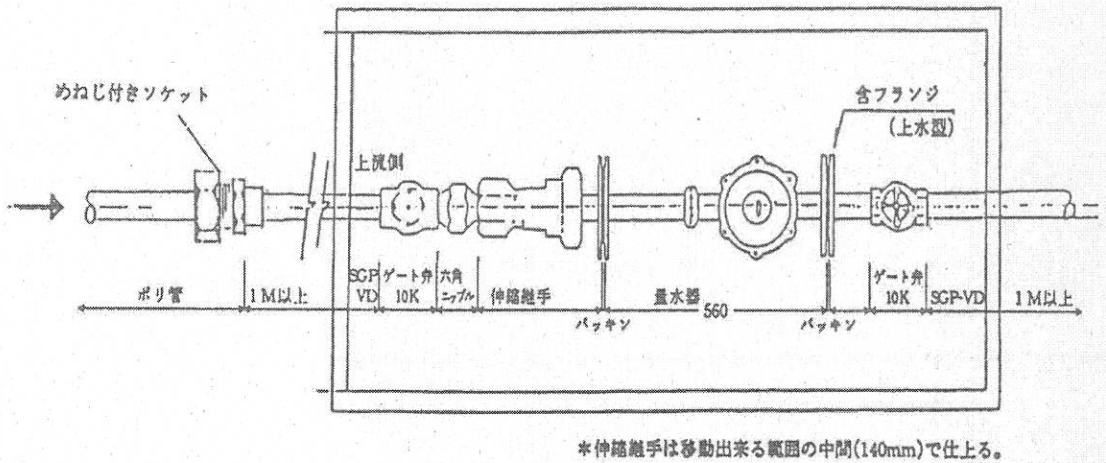


図 6-3 50mm メーター前後標準配管

4 口径 75mm 以上のメーター前後の配管は図 6-4 を標準とする。

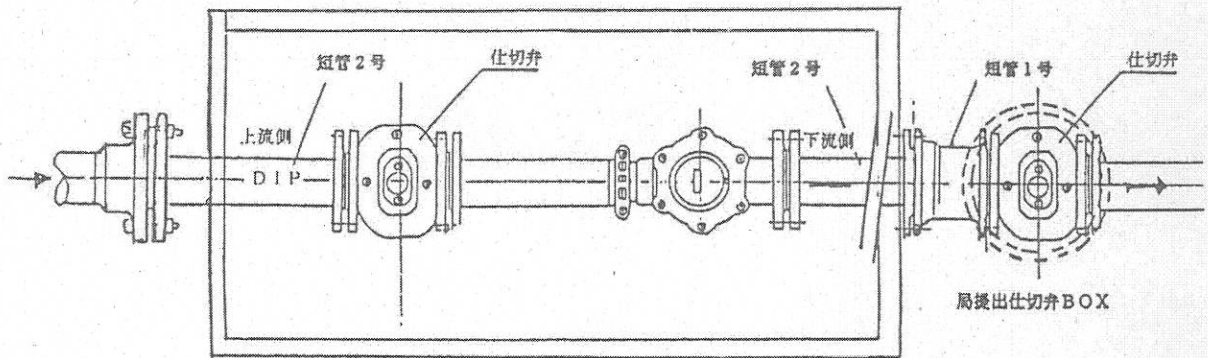


図 6-4 75 mm以上 メーター前後標準配管

6.1.3 メーターの設置

- 1 メーター取り外し時の戻り水による汚染防止について考慮すること。
- 2 メーター設置予定箇所には、必ずメーター口径に応じた寸法管等を使用し、正確にメーターを設置できるようにしておくこと。

6.1.4 メーターボックスの設置

メーターボックスは、メーター及び止水栓（仕切弁）を保護するために設けるもので、その構造は、メーター及び止水栓（仕切弁）の寸法を考慮して点検取り替え等を容易に行うことができ、かつ、メーター等に損傷を与えないものであること。

- 1 メーターボックスは管理者が指定するものを標準とし、これに該当しないものについては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合し、メーターの設置基準を満たすことができるものとする。
- 2 設置高さは、完成時における地面より少し高めにし、通行妨害にならない程度とすること。
- 3 メーターボックスの蓋の裏面（口径 50mm 以上は子窓の裏面）には、黒色油性ペン等で水栓番号（管理コード）等を記載すること。（鋳鉄製または、明示板がないものについては蓋裏に白色ペイントマーカー等で水栓番号等（管理コード）を記入すること）
- 4 明示板が脱落しないようビス等で固定すること。
- 5 ずれ、沈下等が生じないように、ボックスの下部は、碎石をひき十分に突き固め、レンガあるいは、底板を設けその上に設置すること。
- 6 口径 40mm 以下のボックスは、ボックス内に土等が入らないよう泥除板を設けること。
- 7 メーターボックスの材質、寸法については次のものを標準とする。

メーター口径 13mm～20mm

鋳鉄製 寸法 LWH 415×185×195

FRP 製 寸法 LWH 410×212×223

メーター口径 25mm

鋳鉄製 寸法 LWH 475×225×200

FRP 製 寸法 LWH 490×232×233

メーター口径 40mm

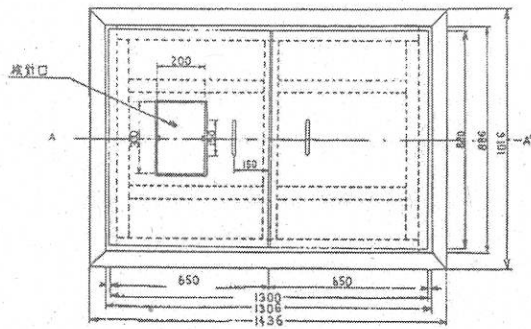
鋳鉄製 寸法 LWH 550×295×250

FRP 製 寸法 LWH 580×294×260

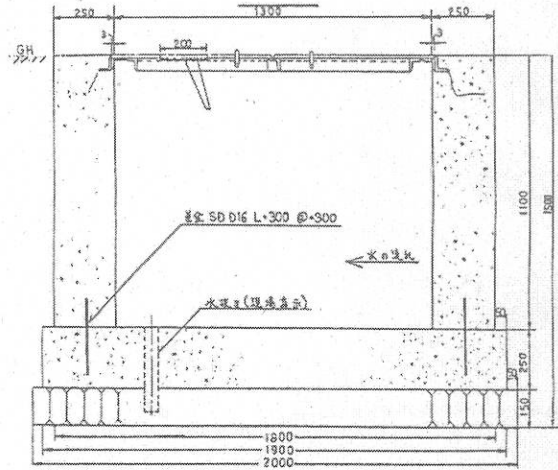
メーター口径 50mm 以上

材質 コンクリート等

寸法 次に示す寸法（図 6-5、図 6-6）

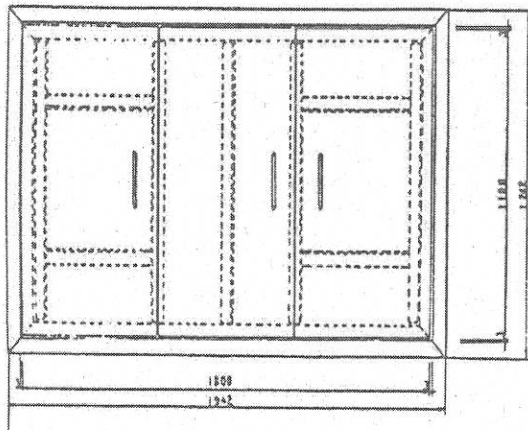


平面図

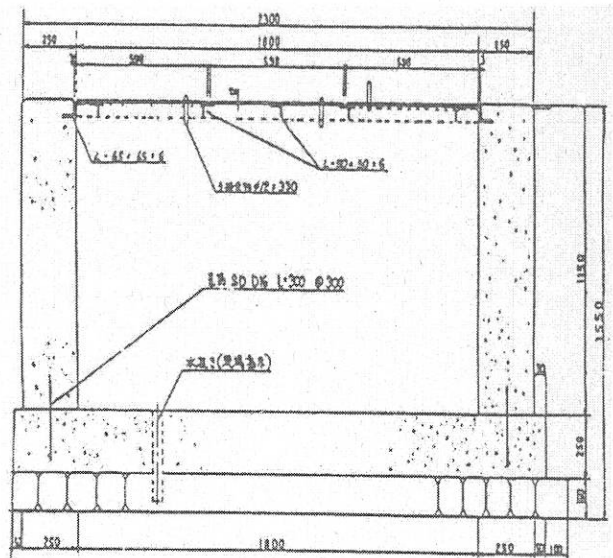


A-A断面図

図 6-5 50 mm ~ 100 mm用メーター室図



平面図



A-A断面図

図 6-6 150 mm · 200 mm用メーター室図

6.2 地上式メーターユニットの設置

地上式メーターユニットの基本構造は、地上にメーターを設置するための配管にメーターユニットを複数整列して取り付け、ボックスと一体とした給水用具とする。

6.2.1 適用範囲

集合住宅において、口径 13mm から 25mm までのメーターを設置する際に地上式メーターユニットの使用を認める。

6.2.2 基本条件

- 1 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。
- 2 メーターの設置基準を満たすこと。

6.2.3 設置条件

- 1 安易に倒壊しない構造であること。
- 2 内部に水が溜まらない構造とすること。
- 3 メーターによる水量の計量に支障がないこと。
- 4 空気弁、逆止弁を設置する場合は、点検及び取り替え等のメンテナンスが容易に行えること。
- 5 メーターを保護する十分な強度及び耐力を有する材質で構成され、外力に対して強い構造であること。
- 6 メーター交換時に特殊工具を使用しないで容易に取り外すことが可能な構造であること。
- 7 材質の異なる金属製の管と接続する部分には十分な防食対策を講じること。
- 8 給水管の立ち上がり高さは 1.6m 以下、かつ、地上配管の高さが 1.3m 以下であること。
また、立ち上がり回数は 1 回とし、複雑な構造でないこと。
- 9 扉の開閉機構や形状はメーター検針等に支障のないものとする。
- 10 水道メーターが収納されていることが容易に確認でき、また、簡単に消えない方法で表示されていること。
- 11 定期検針、止水栓の操作、停水キャップの取り付け及び取り外し等の作業に支障のないものとする。
- 12 直結ボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓 (JWWA B 108)」における止水機能の基準を満たすこと。
- 13 メーター下流側に行き先部屋番号のプレートを設置し明示すること。

6.3 複式メーターボックスの設置

複式メーターボックスの基本構造は、地中に埋設するメーターボックス内に、止水栓、メーター接続器具を複数並列に取り付け、メーターボックスと一体とした給水用具とする。

6.3.1 適用範囲

集合住宅において、口径 13mm から 25mm までのメーターを設置する際に複式メーターボックスの使用を認める。

6.3.2 基本条件

- 1 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。
- 2 メーターの設置基準を満たすこと。

6.3.3 設置条件

- 1 メーターの取付け、及び取外しが確実にでき、検針、止水栓の操作等に支障がないこと。
- 2 メーターによる水量の計量に支障がないこと。
- 3 止水キャップの取付け、及び取り外しが容易に行えること。
- 4 逆止弁を設置する場合は、点検及び取り替え等のメンテナンスが容易に行えること。
- 5 メーターを保護する十分な強度及び耐力を有する材質で構成され、外力に対して強い構造であること。
- 6 直結ボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓 (JWWA B 108)」における止水機能の基準を満たすこと。
- 7 特殊工具を使用しないでメーターの取付け、及び取外し、部分修理が可能な構造であること。
- 8 材質の異なる金属製の管と接続する部分には、十分な防食対策を講じること。
- 9 ボックスの底には、内部に水が溜まらないように水抜き用の穴を設けること。
- 10 ふたは、交換可能な構造とすること。また、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設け、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とすること。
- 11 検針用子窓を設置する場合、子窓の開閉機構や形状は、メーター検針等に支障のないものとする。また、子窓には開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設けること。
- 12 その他の構造・性能については、メーターボックスの設置に準じるものとする。